

浦安市告示第 3 1 号

浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱の一部
を改正する告示

浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱（平成23年告示第105号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱

第 1 条中「障がい者」を「重度障がい者」に改め、「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第11条中「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金」に改め、同条を第13条とする。

第10条第 1 項中「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付請求書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付請求書」に改め、同条第 2 項中「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書」に改め、同条を第12条とする。

第 9 条中「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書」に改め、同条を第11条とする。

第 8 条中「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書」に改め、同条を第10条とする。

第 7 条各号列記以外の部分中「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 第3条第3項に規定する指定を受けたことを確認することができる書類

第7条を第9条とする。

第6条中「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付決定通知書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付決定通知書」に改め、同条を第8条とする。

第5条の2中「法第4条第4項に規定する障害支援区分が4以上である者について、当該施設整備により増加する利用定員の数に4分の1を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数が生じたときは、四捨五入する。ただし、その数が1未満のときは、1とする。）以上の者を、当該施設整備による施設の開所後3年間」を「第2条に規定する重度障がい者を、当該施設整備による施設の開所後」に改め、同条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条の見出しを「（補助対象者等）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合には、市外においてこれらにより設置しようとし、又は設置している者に補助金を交付することができる。

第2条に次の2項を加える。

2 前項に規定するグループホームの建物は、全ての居室について重度障がい者が入居することができるものとする。

3 補助金の交付の対象となるグループホームは、法第36条第1項の規定により共同生活援助に係る指定を受けたものとする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号までに定める状態にあるものとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第21条第1項の規定による認定を受けている者

イ その他市長が特に認めた者

- (2) グループホーム 法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う事業所をいう。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。

別表中「第3条・第4条」を「第4条・第5条」に改め、同表建物所有権による設置の項建物を購入する場合の目補助限度額の欄中「2,500,000円」を「4,375,000円」に改め、同項建物を購入しない場合の目補助限度額の欄中「1,157,500円」を「3,281,000円」に改め、同表建物の賃借権による設置の項補助限度額の欄中「1,157,500円」を「3,281,000円」に改める。

別記第1号様式中「第5条」を「第6条」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付申請書」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金の」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の」に改める。

別記第2号様式中「第6条」を「第8条」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付決定通知書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付決定通知書」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金の」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の」に改める。

別記第3号様式中「第7条」を「第9条」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書の」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金実績報告書の」に改める。

補助金に」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金に」に、
「

(5) その他

」

を

「

(5) 第3条第3項に規定する指定を受けたことを確認することができる
書類

(6) その他

」

に改める。

別記第4号様式中「第8条」を「第10条」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金額確定通知書」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金の」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金の」に改める。

別記第5号様式中「第9条」を「第11条」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付請求書」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金を」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金を」に改める。

別記第6号様式中「第10条第1項」を「第12条第1項」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付請求書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払交付請求書」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金を」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金を」に改める。

別記第7号様式中「第10条第2項」を「第12条第2項」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金概算払精算書」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金に」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備

費補助金に」に、「浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱第10条第2項」を「浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱第12条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の浦安市重度障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。